

# 相続税対策のきほん ～生命保険（共済）編～

相続財産といえば何を思い浮かべるでしょうか？

多くの方が自宅や預貯金など相続人が亡くなる直前に持っていた財産を思い浮かべると思います。しかし、被相続人が亡くなった後に保険会社から支払われる生命保険金も相続財産の対象になるのです。

## なぜ生命保険金も相続財産の対象になるの？

生命保険金は保険会社から支払われるもので被相続人から直接継承するものではありません。しかし、保険金を受け取った人は保険金の取得による経済的利益を受けており、その利益を享受できるのは被相続人が保険料を払い込んでいたからです。従って、相続税法上では生命保険金も相続財産とみなして課税することになっています。

しかし、生命保険金の主旨は被相続人が亡くなった後の相続人の暮らしを支えることであり、保険金全てを課税対象とすることは望ましくありません。そこで生命保険金では相続税の課税対象とならない、非課税限度額が定められています。

**生命保険金の非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数**

※相続人以外や相続放棄した者はこの非課税枠を使えない

**つまり、現金で手元に残しておき相続発生時に相続税の課税対象になってしまうよりも生命保険金として非課税枠を使った方が節税できる**



その他のメリット

- ・保険金の受取人を指定できる
- ・相続時に受取保険金として現金が手に入るの納税資金にあてることができる

## 保険料負担者に注意

保険受取人に課せられる税金の種類は誰が保険料を負担していたかによって変わってくるので注意が必要です。

被保険者	保険料負担者	課税関係
被相続人	被相続人	受取人に相続税
被相続人	保険金受取人	受取人に所得税
被相続人	上記以外の者	受取人に贈与税

※令和6年10月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより  
お気軽にお問い合わせください！